他地域における災害事例 ~ 社会基盤と生活の復興対策を中心として~

: 山古志への適用が可能と考えられる項目

| | 雲仙・普賢岳噴火災害 | 北海道南西沖地震 | 三宅島噴火災害 | 921 台湾大地震 |
|----------------------------|--|---|--|--|
| 災害の特徴 | 火山災害 | 地震・津波 | 地震・火山災害 | 地震 |
| 災害・被害の概要 ・人的被害 ・物的被害 | 平成 2 年 11 月に噴火を始めた雲仙・普賢岳の火山災害は、島原市を中心に島原半島全域に大きな被害をもたらし、平成 7 年 5 月に収束した。 | 平成5年7月12日午後10時17分ごろ、北海道南西日本海で発生したマグニチュード7.8の地震。 日本海側で発生した地震の中で最大級の規模で、日本海中部地震を越える津波被害が奥尻島で発生した。 《人的被害》 ・ 死者 231名(うち行方不明者28名) ・ 負傷者 323名 《物的被害》 ・ 家屋被害6,954棟 | 三宅島は ,平成 12 年 6 月 26 日に地震が多発 , 「噴火のおそれがある」旨の緊急火山情報が出 され ,翌 27 日には三宅島西方約 1 km 沖で海底 噴火が確認された。 その後いったん活動は低下したものの , 7 月 4 日頃から山頂で地震が増え始め , 同月 8 日に 山頂で噴火が起こった。以降 , 山頂噴火が繰り | 平成 11 年 9 月 21 日午前 1 時 47 分に発生した M . 7.3 の内陸の活断層地震である。地震動も大きかったが、地表に今世紀最大ともいえる大規模な断層変位が 80 km以上にわたって出現した。 この地震で変位した車籠哺断層は、台湾中部の主要都市の中心市街地の東側を南北方向に位置していたため、中心市街地の直撃は避けられ、 |
| 主な被災地 | 島原市:安中地区、杉谷地区 深谷町:大野木場地区、諏訪地区 | 奥尻町:青苗地区 | (平成 15 年 9 月 19 日現在) 三宅村 | ・ 半壊建物 54,000 戸 集集鎮 |
| 被災地の特徴 | 平野(河口部) | 島(とくに低地部) | 島 | 中山間地 |
| 被害から復興までの経緯 | 平成2年11月 雲仙・普賢岳198年ぶりに噴火 | 「復興区画整理」の方針を決定 第一次仮設住宅 100 戸の入居が開始(8月28日の第三次まで、合計330 戸完成・入居) 8月 奥尻町長が青苗部分移転構想・岬地区80戸の全面移転を表明 9月 道庁が奥尻町に第一次案を提示 10月 町が第一次案を住民に初めて提示 被災者が「奥尻の復興を考える会」を設立 | 平成 13 年 2 月 電力が周回都道上で復旧。 3月 立根に仮橋が完成し,周回都道が全通 5月 三宅支庁第二庁舎をクリーン 八ウス化し,防災関係者に行る三宅島島内夜間滞在の試行を開始。 9月~ 全世帯を対象とした一時帰宅を5回に分けて実施,1,608名が参加(島内滞在時間数時間程度)。 平成 14 年 7 月 活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域に三宅村を指定 | 平成11年9月 地震発生 |

| | 雲仙・普賢岳噴火災害 | 北海道南西沖地震 | 三宅島噴火災害 | 921 台湾大地震 |
|---|--|--|--|--|
| | | 再検討 | 込んだ第4次三宅村総合計画 | |
| | | 2月 青苗臨海地区の防潮堤が 6m と決定 | を策定 平成 15 年 3 月 三宅島に係る災害を局地激甚 | |
| | | これでは | 平成 15 年 5 月 - 三七島に係る火害を局地放岳 災害に指定 | |
| | | ことに決定 | 平成 17 年 2 月 避難指示解除が予定 | |
| 1.復興経過、住民感情等 | | | | |
| (1)居住地の復興形態で居 住地の 後興 形態で 居 住地を 復興 してい か | 被災後の居住地区全体で集場では、 造成された住宅団地に被災地区全体で集場では、 造成された住宅団地に被災地区では、 を転動が造成した。中 113 世帯ががは、 では、大野木場地区では、大野木場地区では、大野木場地区では、大野木場地区では、大野木場地区では、大野木場が近近、中 113 世帯ががは、 では、大野木場地では、大野木場では、では、一、大田のでは、では、一、大田のでは、では、一、大田のでは、では、一、大田のでは、では、一、大田のでは、「大田のいは、「大田のいは、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は | もっとも被害の大きかった青苗地区における被 災後の居住地の復興形態は以下のとおり 一部高台移転案 ・ 岬周辺は高台に移転するが、漁港付近の低地部に漁師まちゾーン(約90戸)を形成する ・ 土地の処理方法は、いずれも町が在来地を一括買収し、造成後、被災者に抽選で分譲する方法が採られた。 ・ 高台にある既成市街地が過密になり、火災に対する安全性の低下が懸念されている。 | る状況にあるが、2005年2月1日に避難指 示解除が予定されている。 | 「応急仮設住室の選生をのという。 「は宅ののが変ができます。」が、「などして、「ないでのののでののではではできます。」がでは、これででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、 |
| (2)居住地の選択 ・ 住民の意向 ・ 検討の経緯 | 集団居住の意向 ・ 各自希望する場所に住めればよかった: 50.0% ・ 全世帯もしくは一部が同じ地域に住めればよかった: 40.3% 再建場所の選定時に被災者が重視した要素 ・ 団地を選択した被災者 ・ 「もとの居住地域に近い」、「交通の便がよい」、「土地の値段が安い」 ・ 団地外を選択した被害者 ・ 「安全性が高い」 住宅再建にあたって困ったこと ・ 「再建する場所の安全性」 ・ 「資金」 | ・ 住民組織の「復興を考える会」がアンケートにより「全戸高台移転案」、「一部高台移転案」のどちらを採択するかを調査・ その結果、「漁業者の反対がある以上、全戸高台移転は無理」との結論に至り、下記の「一部高台移転案」を了承した | - | - |

| | 雲仙・普賢岳噴火災害 | 北海道南西沖地震 | 三宅島噴火災害 | 921 台湾大地震 |
|------------------------|--|---|--|--|
| (3)産業の復興 | 《被災前》 ・ 中心的な産業は農業 《被災後》 ・ 農地は長期にわたって降灰や土石流により 被災し、あるいは公共事業で買収された。 ・ 被災した農家は約 700 戸で、このうち再開 できたのは6割 ・ 災害前とは違った農作物も作られるように なった 《復興時の問題点》 ・ 農業基盤が整備されたころには、若い担い 手がすでにサラリーマンに専念 ・ 新たな農作物として何を作ったらいいのか わからない ・ 作る作物により農地改良が必要 ・ 農機具購入に莫大な資金が必要 ・ 災害の長期化で農業の基本である継続がな されなかったため離農者が増大 | 《被災前》 ・ 中心的な産業は沿岸漁業 《被災後》 奥尻町内のホテルや民宿・漁業関係者等を対象としたアンケート | 《被災前》 ・ 中心的な産業は農業・漁業・観光業 《被災後》 三宅村復興計画では、財源確保のために以下の 3 項目について検討している。 基本は 観光業の活性化を核として村の経済を活性化 させ、その税収入を復興事業の財源とする。 個人財産の補償について復興基金の創設を目指す。さらに、宝くじなどの収益金を財源として検討する。 エコマネーの導入を検討する。 | 《被災前》 ・ 中心的な産業は農業・観光業 《被災後》 ・ 震災前よりも観光産業に重点が置かれることになった。 ・ 観光産業として注目されているのは、喫茶店の開店、恐竜展の企画、集集駅の修復、特有生物研究保育中心、サイクリングロード、駅前の人力車、ミニ機関車等 ・ 経費の問題と土地取得の問題の解決が必要 ・ また、ミニ機関車については台湾で初めての試みであるため法律的な問題の解決が必要 |
| (1)災害復旧事業(主な災害復旧事業を除く) | 直轄砂防事業 < 旧建設省 > 土地区画整理事業 < 旧建設省 > ・ 道路の | 防潮堤事業 < 旧建設省 > 漁業集落環境整備事業 < 旧水産庁 > 漁港施設の整備と併せて漁業集落の環境整備を実施するもので下水道整備や緑地整備等も含む総合的な事業 ・ 国庫補助が収への反対は少ないという理由から採用された漁港漁村総合整備事業 < 旧水産庁 > ・漁港施設の整備と漁港集落環境整備施設の整備を一体的、総合的に実施する事業 | 砂防事業(都建設局) ・ 砂防ダムの整備と既設ダムの堆積土砂の除石海岸保全事業(都建設局) ・ 海岸保全の後間中部 (本) ・ 神が実施するをである。 ・ 大きの後間のでは、 ・ 村が実施するをである。 ・ 村が実施するをである。 ・ 村によるをである。 ・ 村によるをである。 ・ 村によるをである。 ・ 村によるをである。 ・ 村によるをである。 ・ 大きの後間及び脱硫装置の設置をである。 ・ を含めて、 ・ をきるをできるでは、 ・ をきるをできるできるでは、 ・ をきるをできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで | - |

| | 雲仙・普賢岳噴火災害 | 北海道南西沖地震 | 三宅島噴火災害 | 921 台湾大地震 |
|---|---|--|---|--|
| | 確定 | | | |
| (2)被災者支援措置 (主な被災者支援措置を除く) 生活再建・住宅支援 | ・基本的に住宅自体の再建に対する国の支援はなし(私有財産の形成に税金は使えない)・再建の主な原資は、「地震保険金」、「義援金」、「基金助成」、「土地の売却金」等・ただし、下記のとおり、住宅の再建・取得資金支援を独自に実施 養援金 全壊世帯:450万円ただし世帯収入による制限あり (財)雲仙岳災害対策基金 * 個人再建に対する公的資金援助として、災害基金条例が創設された(日本初))住宅が被災し再建する場合:550万円ただし世帯収入による制限あり | ・ 基本的に住宅自体の再建に対する国の支援はなし(私有財産の形成に税金は使えない)・ 再建の主な原資は、「義援金」、「基金」・ ただし、下記のとおり、住宅の再建・取得資金支援を独自に実施 ・ 被災者または住宅の被害程度に応じて、見舞金として配分 死者・行方不明者:300万円 住宅全壊 :400万円 ただし世帯収入による制限あり 災害復興基金 ・ 全半壊または床上浸水した住宅を再建する場合に以下の額を配分 仮設住宅転出費用助成:30万円 住宅取得費 :700万円 家具家財購入費 :150万円 ただし世帯収入による制限あり | ・ 基本的に住宅自体の再建に対する国の支援 はなし(私有財産の形成に税金は使えない) ・ ただし、下記のとおり、住宅の再建・取得 資金支援を独自に実施 被災者生活再建支援金の支給 < 国・都 > 全世帯に対して支援を独りを告話。 100 万円 支給) 同法の支給対象とならない世帯しての で支給)の支給対象となった人に対の が単身世帯 37.5 万円)を支給 東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援 条例 < 都 > 2/1 の避難指示解除後に帰島し、以市 に対し、保護の を再建する世帯(年収1千万円と最大 150 万円まで支給 ガス高濃度地区の住民に支援金 < 三宅村に対 で支給するに、で支援金に、150 万円まで支給 があり、来年2月の避難指示解除後に対 有毒などに対える住民に 50 万円を支給する村独自の支援策の補完的な措置 | 死傷者見舞金:死亡者 100 万元/人、重傷者 20 万元/人 建物被害見舞金:倒壊または全壊 20 万元/戸、半壊 10 万元/戸 家賃補助:1 年目 3,000 元/月・人、2 年目 1 万元/月・戸(または を選択) 仮設住宅:「921 震災重建暫行条例(復興特別措置法)」により、3 年間の入居を認可。さらに1年延長できる。(または を選択) 国民住宅供給:4,446 戸(14 地域)の国民住宅を定価の7割で購入できる住宅再建融資:150 万元以下は無利子、150 万元を超え 350 万元以下の場合は固定年利率 3%、最大支払期限 20 年被災労働者のための再建および住宅修繕融資:建築あるいは購入 220 万元融資と乗るいは購入 220 万元融資と乗確認申請費用助成:上限 5 万元/世帯低所得者への住宅再建助成:20-50 万元集集鎮住宅再建助成:3,000 元/坪(上限は15 万元/世帯、返還義務はなし) 1 台湾元=約3.6円(2002年10月現在) |
| 事業・生産支援 | ・農林水産には各種制度資金などの手だ広げて教済策が行われた。 農林漁業金融公庫の農地取得資金、産業施設の実実による農地を代替開墾 農林漁業金融資を活用よる農地を代資金が設実書による農地を開墾 農林漁業金融資金の自作農維持資金、産業が付別を支援が、大きな、産業ののでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな | ・漁業 > ・漁船の復旧 「共同利用小型漁船災害復旧事業」 ・漁業組合が保有する共同利用施設の復旧 「農業水産業共同利用施設災害復旧事業」(国が 8/10 を負担) 荷捌・集荷等共同作業所、生産資材倉庫、乗の後間、全産資材のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで | | ・ 「社区重建」という、被災者参加型の復興まちづくり・復興むらづくりを実施・文化的再興や復興事業を行って、被災者に雇用の場を設ける取り組みを実施 |